

●香川県告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、まんのう町長から届出があった。

この届出に係る処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成24年1月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

仲多度郡まんのう町吉野字五毛長谷	仲多度郡まんのう町吉野字五毛奥長谷3920、3921の1、 3921の2
------------------	---